

解 題

一、はじめに

小平市史料集は平成五年二月の第一集「村明細帳・地誌・家数人別帳」を皮切りに、第二集は「村掟・宗門人別帳前書」を、そして第三集からは大沼田新田と廻り田新田の御用留を刊行し、現在第八集になっています。しかし、廻り田新田の御用留だけでもあと三冊程度は必要ですし、小川村等の御用留も四・五冊にはなるでしょう。このまま順番に出し続ければ、御用留だけで十五・六集になり、今のペースで刊行してもあと四年はかかります。御用留は基本的な史料ですから刊行し続けることは大切ですが、いつまでも御用留ばかりでは面白くないという批判も聞こえてきます。そこで、今年度から年二冊刊行する内の一冊は新しいテーマに取り組み、バラエティーに富んだ編集を心掛けていくことにしました。そして、手始めに新しいテーマとして「鷹場」を取り上げ、この史料集を刊行することにしました。

しかし、九冊目のこの史料集を第九集にすると廻り田新田の御用留の3以降は鷹場と交互に並ぶことになり、見た目に変なだけでなく大変使い難いものになってしまいます。本来ならば刊行順に番号を付けるのが当然ですが、シリーズの順番には内容の連続性と整合性も大切ですので、今後は単に刊行順の番号ではなく二本立ての番号を付けていくことにします。その一つは今までに引続き御用留を継続して刊行し、番号も引続き第九集・第十集…とします。もう一つは新しいテーマの番号で、少なくとも御用留が十五・六集までは続く予定なので、先行して第二十一集からの番号を付けることにしました。

第八集を出した段階で第二十一集からの史料集を先行して刊行することは多少冒険かもしれませんが、編集する私たちにとって色々なテーマを並行して扱えるようになったことは楽しみでもあります。今後は計画的に史料の解読を進め、内容の豊富で多彩な史料集作りに邁進していきたいと思えます。

二、尾張家鷹場の研究

鷹場の研究史については伊藤好一氏が『多摩のあゆみ第51号』に「鷹場と広域支配—その研究史にそって」と題して報告されているところです。しかし、将軍家鷹場や鷹場制度の研究は進んでいても、当館の古文書目録第二集『當麻家文書目録』（昭和55年刊）と第八集『小川家文書目録』（昭和61年刊）が出るまでは尾張家鷹場の実証的な研究は数少なく、本格的な研究は余り進んでいませんでした。

ところが、この史料集の冒頭に収録した小川家文書の「尾州様御鷹場御定杭場所書上帳」の出現によって、飛躍的に研究が進んだと言っても過言ではありません。その契機となったのは榎本品子氏の「尾州藩の鷹場について」であり、それが『多摩のあゆみ第50号』で紹介されたことにより、小川家文書と當麻家文書の鷹場史料が一躍脚光を浴びることになったわけです。

これに続いて『多摩のあゆみ第51号』でも鷹場の特集を組み、尾州鷹場研究の確固たる地歩を築いたのでした。そして、こうした動向を反映して市史編さんにも鷹場研究が不可欠となり、通史にも取り上げられるようになりました。『保谷市史通史編2』（昭和63年刊）には二編第三章第二節1に「尾張藩の鷹場」の項（282～292ページ）を設けています。『国分寺市史中巻』（平成2年刊）では第六章を「尾張家の村々」（523～556ページ）と題し、第十章を「幕府鷹野御用と府中領の村々」（705～738ページ）として都合六十八ページを充てる程の力の入れようです。また、『志木市史通史編上』（平成2年刊）では第二章第三節に「尾州藩鷹場と農民負担」（348～364ページ）、『富士見市史通史編上』（平成6年刊）には第二章第二節に「鷹場の負担」（605～609ページ）、『田無市史第三巻』（平成7年刊）には第四章第二節に「尾州鷹場の設定」「鷹守りと鷹場の意味」「御案内下田孫右衛門」（340～347ページ）の記述があり、『小平市三〇年史』にも第三章第四節に「尾州鷹場と鷹場預り案内役」（70～74ページ）の項が見られます。以上のことから尾張家鷹場の研究が着々と積み重ねられていることが分かります。

また、小川家・當麻家共に鷹場案内役を務めた家柄であることもあって、この両家だけで六〇五点におよぶ鷹場史料の存在が確認されています。このことにより、既に『小平町誌』や『新田村落』『近世の新田村』等の著作で広く知られている新田開発関係史料と比べても劣らない、貴重な史料群であることが明らかです。

このような状況から小平市史料集に鷹場史料を含める必要性が高く、その優先度も高いと判断し、新しいテーマの最初に鷹場を位置付けることにしました。

しかし、鷹場史料の点数もさることながら、その内容も多様ですので何冊かに分冊して刊行することにして、今回は「尾州様御鷹場御定杭場所書上帳」「鷹場法度・法度請書・鷹札・境杭」「鷹場役人」「鷹場村高書上帳」「鷹場御用」の五項目に分け、一九〇点を収録しました。

三、「尾州様御鷹場御定杭場所書上帳」について

この史料については既に『多摩のあゆみ第50号』に史料紹介をし、研究ノート「『尾州様御鷹場御定杭場所書上帳』と尾州鷹

場」として報告させていただいていますが、ここに改めてその概要をまとめておくことにします。

この資料の形態は縦一三・二×横一七cmの小横の簿冊で、内容は三一丁と四つ折の絵図一枚から成っています。表紙・裏表紙共に白紙で、二丁の裏の絵図の左端八分の一と三丁の表右端六分の一を残して残り六分の五は欠損しています。また、折込絵図は右半分はシミによる汚損が甚だしく図面が見にくくなっています。

1 資料の作成時期

先ず最初に、この資料の成立経過について検討してみましょう。

この資料の下田孫右衛門の事績書の項に「寛延元年辰八月御引代場ニ罷成ル、其已後…御新場・古御場壹枚ニ御絵図仕立可ニ差上一被二仰付一候故、同役共と相手組五十一日相懸り四維惣縁り御場中分間絵図ニ相仕立御鷹場方え指上候、殊ニ見聞愚案章別ニ一冊相綴り、山中殿ヨリ御取次キ清戸御殿え相捧 宰相様え献上成シ、只今之孫右衛門宝暦四年成迄ニ九箇年務申候」とあり、寛延元年（一七四八）八月に鷹場の場所替えがあったので、新旧の鷹場を一枚の絵図に仕立てるように仰付けられ、鷹場預り達が五十一日間かけて絵図を作成し御鷹方役人に差出したことが記されています。そして、特に「見聞愚案章別ニ一冊相綴り」尾張宰相様（宗睦）に献上したとされています。

また、この資料の御定杭を書上げた最後に宝暦三年八月御鷹場絵図改後当時」と記され、本多新田の御用留によってこの絵図御用の為に宝暦三年八月に調書の差出を命じられ、九月には絵図御用の人足差出を命じられていることから内容的に一致します。従って、この資料のは宝暦三年（一七五三）の絵図作成に関連して作成されて、尾張宗睦に献上された資料の控か控の写の可能性が高く、少なくとも宝暦三年の絵図作成の関連資料であることは間違いありません。

2 資料の内容構成

この資料の内容構成は次のような九項目に分けられます。

① 鷹場合札の図

最初の二丁には鷹場合札四枚の図が各々表裏一対に描かれています。合札は鷹場内で鷹の調練の為に鷹狩りをする鷹匠や、鷹の餌を確保する為に鳥や獣を捕獲することが許された餌差などに与えられた鑑札です。鷹場は将軍や御三家などの特定の者に許された御狩場もしくは捉飼場で、その為に鷹場に住んでいる農民は鳥や獣を捕ることはおろか、追散らすこともままならなかったのです。そのことは鷹場法度にも明記され、厳しく監視されていたわけですから、鳥や獣を捕獲する特権を与えられた者とそれ以外の者を区別する必要があったわけですから、それでこのような鑑札が鷹匠や餌差に与えられると共に、鑑札と照合してそれ以外の者の狩猟を厳しく監視する為に鷹場村々に合札が配布されたわけです。

一枚目は享保二年十二月の尾張家の御鷹合札です。御鷹合札は鷹匠の鑑札で、この合札は木札だったようです。

二枚目は延享三年五月の尾張家の餌鳥合札です。餌鳥合札は餌差の鑑札で、この合札は紙札だったようです。

三枚目は享保十六年十一月の将軍家の御鷹合札です。

四枚目は寛保元年の将軍家の餌鳥合札のようです。

② 尾張家鷹場絵図

四、御定杭の立替えと管理

五、まとめ

「尾州様御鷹場御定杭場所書上帳」を中心にして概略を説明しましたが、これはほんのさわりに過ぎません。この史料集を読み込むだけでも数多くの発見があり、尾張家鷹場の研究が進むものと期待しています。研究に幾分かでも役立てていただければ、史料集の編さん刊行をし続けている私たちにとっても嬉しいことです。

最後に、この史料集の作成に当たり、原文の解読に功藤とみ・小林正雄・小堀恵美子・塚田梅男・藤井一栄・梅林富子の各氏にお願いし、校訂と解題作成に塚田廣一が携いました。印刷のための原稿作成は古文書職人の羽山淳子が担当し、岡田美枝子さん・牟田美津子さん・石岡寛代さんに労を煩わしました。関係各位の尽力に感謝します。

平成九年二月二十日

小平市中央図書館